

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年9月4日

【事業年度】 第61期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 イサム塗料株式会社

【英訳名】 Isamu Paint Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 塩 崎 征 二

【本店の所在の場所】 大阪市福島区鷺洲2丁目15番24号

【電話番号】 (06)6458-0036

【事務連絡者氏名】 専務取締役総務担当 北 村 健

【最寄りの連絡場所】 大阪市福島区鷺洲2丁目15番24号

【電話番号】 (06)6458-0036

【事務連絡者氏名】 専務取締役総務担当 北 村 健

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第61期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)の有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

第6 提出会社の株式事務の概要

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 企業情報

### 第4 提出会社の状況

#### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

(訂正前)

(7) 当社は機動的な剰余金の配当等の実施を可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることとしております。

(訂正後)

(7) 当社は機動的な剰余金の配当等の実施を可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることとしております。

(8) 当社は株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

## 第6 提出会社の株式事務の概要

(訂正前)

- (注) 平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において、定款の一部変更が決議され、単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができない旨を定めています。
- (1) 会社法189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
  - (4) 単元未満株式の買増し請求をする権利

(訂正後)

- (注) 平成18年6月29日開催の第60回定時株主総会において、定款の一部変更が決議され、単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができない旨を定めています。
- (1) 会社法189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
  - (4) 単元未満株式の買増し請求をする権利